

－「刑法」をよく読んで学習し、「学校での犯罪(学校犯罪)」を撲滅しよう－

開倫塾

塾長 林 明夫

新聞紙上で、「いじめ」による「自殺」が大きく取り上げられています。この文章は、以前にも「いじめ」が大きな社会問題となった2007年1月の開倫塾ニュース巻頭言をもとにして、大幅に書き加えたものです。是非、じっくりとお読み下さい。

A：(林明夫：以下省略)学校で児童・生徒により行われている「いじめ」は、もし大人が行えば「犯罪」に当たる行為で、国家が刑罰をもって処罰するのに値するものだという事です。

*もっとはっきり言えば、「いじめ」は誰が行っても犯罪で、たまたま少年・少女が行った場合は、成人に科される刑罰が科せられないだけです。犯罪行為であることに変わりはありません。

私は、「いじめ」の大半は「犯罪」であるから、行ってはならない、行われているのを見過してはならないと考えます。

A：六法全書を開き、またはインターネットで検索し、「刑法」という「法律」を是非ご覧下さい。これよりあとに、学校での「いじめ」が、「刑法」のどの条文に該当する(あてはまる)のかを示しますので、刑法の条文を何回か音読してみてください。

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

※「人の身体を傷害」すれば「傷害罪」という犯罪です。

第206条 前2条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する。

※自分で手を下さなくても、傷害の現場で「もっとやってしまえ」などと勢いを助けると「現場助勢罪」という犯罪です。

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

※なぐりかかって、相手に当たらなくても「暴行罪」。耳元で大きな音をさせるのも「暴行罪」。

暴行を加えたら、人を傷つけなくても成立するのが「暴行罪」という犯罪です。

第220条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

※人を取り囲んで逃げられない状況にしたら「監禁罪」という犯罪です。

第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

※「△△するぞ」と脅すのは「脅迫罪」という犯罪です。

第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。

※「△△するぞ、だから〇〇をしろ」と脅すのは「強要罪」という犯罪です。

第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

※「〇〇をやった」と、人の名誉を損う言動をしたら「名誉毀損罪」という犯罪です。

第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

※皆の前で、他人をはずかしめる言動をしたら「侮辱罪」という犯罪です。

第 233 条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

※うそのうわさを流して、他人の信用を傷つけたら「信用毀損罪」という犯罪です。

第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

※他人の物を盗んだら「窃盗罪」という犯罪です。

第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。

※人を脅して、物やお金を出させたら「恐喝罪」という犯罪です。

第 261 条 他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

※他人の物を壊したら「器物損壊罪」という犯罪です。

どうですか。「刑法」という法律に書かれている条文を声を出してじっくりと音読してみると、学校で行われている「いじめ」の大半は「犯罪」であるとおわかりになると思います。

※私は高校を卒業してから慶應義塾大学法学部法律学科で法律を勉強しました。「刑法」や刑事事件の手続きについての「刑事訴訟法」、犯罪の原因や対策についての「刑事政策」を中心に、開倫塾を始める 29 歳まで大学を卒業後も大学の司法研究室で勉強していましたので、「いじめ」の問題はとても気になります。皆様にも是非考えて頂きたいと思います。

A：このように、学校で「いじめ」と言われているものの大半は、大人が行えば「犯罪」で、罰則までついていることがおわかりになったことと思います。

これからは、「学校でのいじめ」ということばを使わずに、「」ということばを使い、先生、児童・生徒、保護者、地域社会の人々、警察や検察庁、裁判所、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所、刑務所、少年刑務所など関係者のすべてが刑法をよく読んで学習し、「学校での犯罪(学校犯罪)」を撲滅することを目指すべきと私は考えます。

皆様はどのようにお考えですか。